



2013・9・11

第175号

101-0065 東京都千代田区  
西神田 2-5-7 神田中央ビル 303

TEL 03-3221-5075

FAX 03-3221-5076

## 草の根での対話と宣伝、視野を広げ大胆に

### 100カ所以上で「平和の鐘」響く

【福岡県連絡会】「九条の会福岡県連絡会」が、「憲法9条の日」と決めている9月9日、同県内100カ所以上の寺院やキリスト教会で「平和の鐘」が鳴り響きました。7年前から行っている運動で、年々、参加寺院、教会は増えています。

この日はまず、午前8時すぎから福岡市中央区天神の福岡中央郵便局前で、「9月9日は9条の日です。平和の鐘が鳴り響きます」、「戦争はいやです」と印刷されたチラシを通勤者らに配り、マイクで訴えました。続いて、近くの光円寺に移り、午前9時9分、「連絡会」の石村善治代表が「憲法9条が全世界に輝くように」などと述べた後、初めに「平和の鐘」を打ち鳴らしました。その後、8人が次々に鐘を打ちました。

石村代表らは同市南区の油山観音へ移動、午前11時から同観音の鐘を鳴らしました。同観音は「美空ひばり観音」として建てられたもので、これまでで最多の40人が参加し、まず、美空ひばりの平和を訴える歌「一本の鉛筆」を斉唱、続いて5人が「子や孫

### 〈「九条の会」事務局主催学習会〉 「戦争する国」への 暴走を止める

◇とき 10月6日(日)

13:40~16:40 (開場 13:20)

◇ところ 東京しごとセンター

◇講師とテーマ

前泊博盛 (沖縄国際大学院大学教授、「琉球新報」元論説委員長)  
「沖縄の視点から見た安保・憲法の現状」

渡辺 治 (一橋大学名誉教授、「九条の会」事務局員)

「解釈改憲から憲法全体の改変へ—安倍政権の改憲の新たな戦略に立ち向かう」

◇参加費 1000円

※参加ご希望の方は事務局に電話・ファックス・メールでお申込を。

に戦争をしない日本を残そう」などと訴えました。

## 大規模宣伝実施のレポート

### ジャンボチラシ 40 万枚を配って

県ネットワーク事務局長 石口 俊一

【広島県九条の会ネットワーク】 総選挙で改憲派が大勝し、このままでは参院選が大変だという強い危機感から、県ネットで「今こそ、九条の会が動き、声を挙げなければ!」と話し合いました。5月を過ぎ、マスコミが憲法を取り上げなくなる参院選前の6月中に、「改憲ノー・原発ノー」こそが大事な争点と訴えることにしました。

パッと見て捨てられない判りやすいジャンボチラシを、自民党や改憲野党がいいかなと思っている人々の自宅へ、全県世帯数の3分の1に当たる40万枚を届ける活動です。3月から、①紙面作り、②戸別配布計画、③財政の活動を始めました。

チラシの作成は、広島マスコミ九条の会が担当し、憲法と原発についての素朴な疑問にきちんと答え、憲法の本当の意味、価値に目を向け、原発の取り返しのつかない危険を判ってもらうことを目指しました。

一度できた案は、「これじゃあ、お母さん達は見向きもしない」と酷評され、全面的に書き換え!『子どもたちが輝く未来のために』をメインに、子どもの写真を中心にした表面、裏面にはプロのデザイナーに依頼して、イラストが一杯の「Q&A」となりました。

配布については、県内の約90の会の皆さんらと連絡をとり、主要な地域毎に集まり、まだ見ぬチラシの「配布活動」の相談をしました。1人200枚配っても2000人が、各地の世帯数に合わせて必要です。朝の散歩

で、保育園の門前で、生協の組合員さんへ、幾つかの会と一緒に山間部へなど様々な配布活動が取り組まれ、地域での応援をもらいました。大変だけれど取り組んで良かった、今やらないでどうするのがみんなの思いです。

### 「会」の活性化の力にも

みやぎ憲法九条の会事務局 池上 武

【宮城県内九条の会連絡会】 2012年12月の衆議院議員選挙で改憲派が議席の3分の2を占めたことは大きな衝撃でした。アベノミクス効果も加わり、憲法9条を守る側は劣勢に。何とか情勢を切り拓きたいと思いつつ、焦るばかりでした。

そんな中、今年2月10日の九条の会メールマガジンに広島県九条の会が「チラシを作って広島市内で配布する計画」が掲載されました。「これだ!」と考え、3月~4月に案を練りました。それが大判チラシです。

安倍人気にどう対応するか? 単に批判するだけのチラシでは見てもらえません。問いかける、考えていただく、ソフトタッチで共感できるチラシ。幹事会10名は知恵を絞りました。デザイン会社と提携。いわさきちひろの絵の中から文に見合う絵を探し出しました。従来のチラシ発行最高枚数は10万枚(大江健三郎さんや益川敏英さんの講演会)。1枚2.3円で印刷できると考え(実は4円)、各会は1枚1円負担する案を作り、案内しました(残金はみやぎ憲法九条の会負担)。

すると忽ち20万部を超える注文。九条の会のない地域へは新聞折込(4.7万部)を行なうこととし、35万部を印刷。既に33万

部は県内九条の会などに届いており、31万の家庭に戸配されています。県内94.4万戸の3分の1。ポイントは各九条の会がそれぞれの地域の家庭に戸配したこと。9000戸の団地で全戸数に配布など次々と生まれました。九条の会のないエリアはその隣の九条の会が配布しました。

停滞していた会が「復活」、9条の会のない地域で会結成の準備に。会の活性化につながった点も見落とせません。どこの会も高齢者中心、「チラシ配布なら私にでも出来る」と参加してくれ、配布参加人数1500名。県民から賛否30人ほどから事務所に電話をいただきました。苦情の最多は「チラシ禁止」ポストに入っていたというもの。高校生から共感のメール、「九条の会を知らなかった。入りたい」との電話などなど。以上が概略ですが反省も多い。

県内94万世帯に配布できる力と財力をどう高めるか。小成に安んじることなく、次の闘いをどう組むかなどなどです。マスメディアの強大な力に量では対抗できなくても、質で心に響くものは出来るはずです。理は九条の会の側にあるのですから。

枝野幸男・民主党憲法総合調査会長の  
憲法9条改憲案(『文芸春秋』10月号)

### 9条の2(追加)

1項 我が国に対して急迫不正の武力攻撃がなされ、これを排除するために他に適当な手段がない場合においては、必要最小限の範囲内で、我が国単独で、あるいは国際法規に基づき我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を守るために行動する他国と共同して、自衛権を行使することが

きる。

2項 国際法規に基づき我が国の安全を守るために行動している他国の部隊に対して、急迫不正の武力攻撃がなされ、これを排除するために他に適当な手段がなく、かつ、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全に重大かつ明白な影響を及ぼす場合においては、必要最小限の範囲内で、当該他国と共同して、自衛権を行使することができる。

3項 内閣総理大臣は、前二項の自衛権に基づく実力行使のための組織の最高指揮官として、これを統括する。

4項 前項の組織の活動については、事前に、又は特に緊急を要する場合には事後直ちに、国会の承認を得なければならない。

### 9条の3(追加)

1項 我が国が加盟する普遍的国際機関(現状では国連のこと)によって実施され又は要請される国際的な平和及び安全の維持に必要な活動については、その正当かつ明確な意思決定に従い、かつ、国際法規に基づいて行われる場合に限り、これに参加し又は協力することができる。

2項 前項の規定により、我が国が加盟する普遍的国際機関の要請を受けて国際的な平和及び安全の維持に必要な活動に協力する場合においては、その活動に対して急迫不正の武力攻撃がなされたときに限り、前条第一項及び第二項の規定の例により、その武力攻撃を排除するため必要最小限の自衛措置をとることができる。

3項 第一項の活動への参加及び協力を実施するための組織については、前条第三項及び第四項の例による。